

資 料

I 個別報告要旨  
(2025年10月11日)

## (1) 第1部会

### ア 物権としての地役権の特性

#### —— 19世紀フランス物権法理論とその継受の視点から——

東洋大学専任講師 柴田彬史

フランス法には、承役地の所有権者が役権の行使される場所を移動するよう求めることを認める独特の規定（フランス民法701条3項。以下、本規定）がある。そこで、日本法の物権理論および地役権理論の理解を深めるため、本規定に関連するフランス法の物権理論と役権理論を研究した。

#### 1. 物権理論

19世紀の学説は、物権について4つの特徴を示した。そのうち、本規定の土台となる特徴は、①物権は目的物が有する利益または有用性を引き出す権能であるという特徴と②制限物権を設定された物の所有権者は、その物権の行使を妨げないようにするために必要な範囲と場合において、所有権の行使が制約されるという特徴である。19世紀後半になると、これらは当然と考えられて目立たなくなったが、日本法の起草者らは、物権の特徴をすべて継承した。

#### 2. 役権理論

フランス法における役権理論は、19世紀後半までに3つの内容からなるものとなった。③役権はその負担または義務を負う者も、その権利を行使し利益を享受する者も、物の所有権者であることによって定まるという固有の特徴を有する。④役権は、承役地から引き出しうる有用性の量、引き出す方法などがある程度変動しうるという特性を持つ。⑤本規定を基礎づける理論である。破毀院と多数の学説は、②の特徴に基づき、本規定を承役地の所有権の行使に関する規律の一環をなすものと考えた。これに対してDemolombeが挑戦したが、その理論は難題を抱えており、破毀院と学説の支持を得られなかった。旧民法を起草したBoissonade及び明治民法の起草者らは、③の理論を継承したが、④と⑤の理論は継承しなかった。Boissonadeは、フランス法における理論とはまったく異なり、役権の内容を一方的に改定する権利として規定した（旧民法財産編283条）。しかし、このBoissonadeの理論は、Demolombeの理論が抱えた難題を、より深刻に抱え、梅は、Boissonadeが起草した規定を拒絶した。ところが、梅はBoissonadeが起草した規定が、フランス法の理論と同じだと考えたため、フランス法の④と⑤の役権理論を見過ごしたのである。

#### 3. 結論

フランス法の本規定が、日本法から見ると非常に特異な規定として目を引くのは、④と⑤の理論が梅によって見過ごされ、今日に至るまで忘却されたからである。しかし、④と⑤の理論を支えるのは、フランス法の①と②の特徴および③の理論である。日本の現行民法は、これらを継承している。そうであれば、日本の地役権についても、フランス法の④と⑤の役権理論の全部または少なくとも一部を認める可能性があると考えられる。

#### 参考文献

拙稿「物権としての地役権の特性——19世紀フランス物権法理論とその継受の視点から（1）～（6・完）」法協139巻8号、140巻4号、7号、12号、142巻1・2合併号、3・4合併号

## イ 譲渡担保における「物権の分属」の意義

千葉大学准教授 鶴ヶ野 翔 麻

譲渡担保の法的構成について、譲渡担保権者のみならず、設定者にも目的物についての物権の帰属を肯定する見解(担保的構成)が通説的理解となっており、両者が物権を持ち合う関係を「物権の分属」と表現すれば、「物権の分属」という構成が通説的理解の基礎にあるといえる。

本報告はこの「物権の分属」の意義を考えるものであるが、その問題意識は次の点にある。この構成は、担保物権の権利構造をモデルとする思考、そして設定者の保護を図るべきとの要請、これら2つの考え方によって基礎付けられ、前者の思考を徹底することが設定者の保護に寄与する関係にある。しかし、設定者の保護のためにこの構成を採る必然性があるのか、あるいは、この構成を採ることがかえって設定者の保護を損なうことにならないか、といった点で疑問が生じ得る。通説的理解は確固たるものとして「物権の分属」という構成を堅持しているが、そうであれば、こうした疑問にもかかわらず、この構成を成り立たしめる、さらなる前提があるのではないか、そして、この前提をも踏まえれば、「物権の分属」という構成はいかなる意義を持つに至るのか。

本報告は、以上の問題意識に応答すべく、フランス民法典(2011条以下、2372-1条以下、2488-1条以下)が規定するfiducie-sûretéという法制度(本報告ではこれを「譲渡担保」と呼ぶ)について、主としてその法的構成をめぐる議論を分析し、その考慮の内実を解き明かした上で、これと比較することを通じて、日本法の譲渡担保における「物権の分属」の前提を捉え、この構成の意義を考察する。

### 参考文献

鶴ヶ野翔麻「譲渡担保における『物権の分属』の意義(1)～(7・完)」法学協会雑誌138巻1号101頁、138巻6号1164頁、138巻7号1354頁、139巻1号33頁、139巻7号597頁、140巻1号90頁、141巻4号335頁(2021年～2024年)。本報告は、特に、「(5)」、「(6)」、「(7・完)」による。

## ウ 法的処分論の再構成序説

新潟大学准教授 林 滉 起

「財の多様化」という社会的事実直面して、古典的な財の新たな利用方法や、新たな財の登場に対応することのできる理論的枠組みが求められている。その一つが、法的処分論である。ここでいう法的処分とは、権利という帰属関係の状況が法主体によって変更されることを意味し、財産権の譲渡が典型例であるとされる。従来、物権変動や債権譲渡といった個別の問題状況に応じて多くの議論が蓄積されてきたものの、その一般的な法的メカニズムは、依然として十分に明らかにされていないわけではない。たしかに、法的処分の根拠を権利の内容に求める見解が見られたり、近時では帰属関係の存在にその根拠を見出す見解が有力化したりしている。しかし、現に発生している権利の法的処分についても、未発生権利の法的処分についても、理論的な困難が指摘され得る。法的処分論は、未だその理論的基礎を確立することができていないのである。

このような状況に際して、本報告ではフランス法における議論を参照する。

フランス法で有力となっている所有権理論の潮流によれば、所有権とは、帰属関係一般を表現する概念であるとされ、有体物のみならず、権利をも客体とし得るものと観念されている。このような見方によると、権利の法的処分についても、所有権理論を起点として説明がなされ、法的処分を事実上の処分の類比ないし同一の理論構造のもとで把握することが試みられる。しかし、このような枠組みは、承継取得の場面における譲受人による権利取得の仕組みを説明することが困難になる等の限界を生じさせることになる。このような課題には、近時の日本法における議論とも一定の共通性が認められる。

以上のような所有権理論の潮流に対しては、フランス法内部においても、物概念と権利概念との区別を説く立場からの批判が見られるところである。また、法的処分論の構成について、帰属論とは別の視座からの説明を示唆する見解が契約理論として存在する。

本報告は、法的処分や帰属に関して議論の蓄積が見られるフランス法の状況を分析することにより、法的処分論と帰属論との理論的な峻別を図りつつ、法的処分の構造理解に関する示唆を得ることを試みるものである。

### 参考文献

- 林滉起「法的処分と『契約の拘束力』」早稲田法学97巻4号43-75頁（2022）  
同「末川博の権利論」早稲田法学98巻1号111-126頁（2022）  
同「所有権理論と『物のアナロジー』」早稲田法学98巻2号97-147頁（2023）  
同「物と権利（1）～（2・完）」早稲田法学99巻1号47-66頁（2023）、早稲田法学99巻2号81-118頁（2024）  
同「法的処分論と不動産所有権の『二重譲渡』の法的構造」法政理論57巻3号223-253頁（2025）

## (2) 第2部会

### ア 錯誤とリスク負担

武蔵野大学教授 古谷英恵

基礎的事実錯誤（動機錯誤）について、民法95条2項は、「表意者が法律行為の基礎とした事情」が「表示されていたこと」を要件としている（以下、『基礎的事実の表示』要件）。当該要件について、相手方の存在する意思表示の場合には、当該事情が法律行為の基礎とされていることが相手方に了解されて法律行為の内容になることと解釈する見解が有力である（法律行為の内容化説。最判平成28年1月12日民集70巻1号1頁参照）。この見解はさらに、法律行為の内容化の判断基準に関して、両当事者に共通の了解になっていたか否かについて i) 規範的に評価する見解（以下、「規範的评价説」と、ii) 両当事者間の合意が成立していることを求め、その存否を規範的に判断する見解（以下、「合意説」）に分かれている。そして、そのような規範的评价において、「いずれの当事者が錯誤のリスクを負担すべきか」が判断されるという。しかしながら、仮に錯誤のリスク負担を判断基準とするにしても、そもそも錯誤のリスク負担とは何か、そしてそれがなぜ正当化されるのかという点については、十分に議論がされてこなかった。

そこで、本報告では、「錯誤のリスク負担」という要件を最初に導入したアメリカの第二次契約法リステイトメントにおける錯誤法準則を分析対象として、契約における錯誤を当事者の情報収集・分析の失敗と捉える視角から、当該要件の機能と正当化事由を明らかにすることにより、日本法における「基礎的事実の表示」要件の判断基準につき、示唆を得ることを目的とする。

以上のような観点から、本報告では、第一に、第二次契約法リステイトメントにおける錯誤法準則の概要を示し、第二に、「錯誤のリスク」概念について整理するとともに、「錯誤のリスク負担」要件の判断基準について錯誤と情報との関係性から分析することにより、当該要件が果たす機能とその正当化事由を明らかにする。最後に、情報収集・分析の自己責任のもとで「基礎的事実の表示」要件が果たす機能を明らかにしたうえで、規範的评价説と合意説における判断基準をアメリカ法における「錯誤のリスク負担」要件の判断基準と比較することで、日本法における「錯誤のリスク負担」の位置付けとその正当化事由について論じることとする。

#### 参考文献

古谷英恵「改正民法における動機錯誤と錯誤のリスク負担」武蔵野法学12号336頁（2020年）、古谷英恵『錯誤とリスク負担』（成文堂、2022年）

## イ 差別禁止・平等処遇の理念と民法の関わり

白鷗大学准教授 茂木明奈

差別禁止・平等処遇は、民法を含む法秩序の基盤をなす考え方の1つである。憲法第14条とその具体化としての諸法令の発展がみられる一方で、差別行為に対する実効的な救済の実現、そして差別の抑止と解消は、いまだ大きな社会的課題である。家族法の領域にとどまらず、財産法の領域でもこの課題に対して取り組む研究が進んできている。本報告では、ある属性を理由とする不利益処遇が不当な差別とされ、一般にそこからの保護が法により要請されているという基本的な理解をもとに、このことと民法との関わりについて、以下のように総論的な視点と各論的な視点の両方から検討を試みる。

総論的な視点では、不法行為法が一定程度は機能していることを確認しつつ、さらに、差別禁止・平等処遇と契約自由との関係性の整理とともに、差別的な不当条項の公序良俗無効による処理にとどまらない、契約法の領域における差別禁止・平等処遇の全体像を示していくことが求められよう。私的自治・契約自由と、差別禁止・平等処遇とは、対立構造にあるのではなく、後者を前者の前提として理解することができる。その上で、要件面、すなわち、何を理由とする差別が禁止の対象として挙げられ、また、どのような行為が正当化されない差別にあたるのかについては、日本の裁判例の傾向と諸外国の立法・裁判例を手がかりにしつつ、当然ながらこれらが全てではないことに留意しながら考察を進めるのが望ましいと考えられる。効果面、すなわち、どのような民法上の救済が必要か、あるいはありうるかについては、契約締結の拒否、契約内容の面での差別、その他契約関係にある当事者間で生じうる問題を場面ごとに整理した上で、損害賠償が適切に機能しているかを批判的に検討し、他にどのような救済を図りうるかを探ることで、民事責任法に可能なこととその限界および可能な改善策や代替案を考えるための一助としたい。

各論的な視点でも、実質的な平等の確保および実効的な救済の提示が課題であると考えられるいくつかの場面をとりあげて、ありうる方向性を考えたい。具体的には、人身損害の賠償において生じている被害者の属性による格差が差別禁止・平等処遇の理念に反していること、そして、医学部入試差別問題に関連する訴訟などの具体的な事案においてより適切な法律構成を試みることで実効的な救済につながる可能性を示したい。

### 参考文献

拙稿「住居の賃貸借契約における平等処遇の意義と課題（上）・（下）」法律時報90巻4号77-82頁、90巻5号94-99頁（2018年）、「賃貸借問題と医学部入試問題からみる差別——民法は差別問題にどう立ち向かうのか」法学セミナー2023年3月号（818号）30-35頁（2023年）、「私立医大入試における女性に不利益な得点調整と不法行為責任の成否——東京医科大学事件〔東京地裁令和4.9.9判決〕」私法判例リマークス69号46-49頁（2024年）

## ウ 複数の契約の法的影響関係に関する基礎的考察 ——契約の相互依存関係をめぐるフランス法との比較法的検討を通して——

岡山大学専任講師 渡邊 貴

現代社会においては、一定の経済的目的を達成するために複数の契約が締結され、それらの履行が上記目的の実現のために不可欠とされることが少なくない。もっとも、意思自治の原理を基礎とする古典的契約法理論及びそのコロラリーたる契約相対効・自律性原則によれば、各契約は他の契約に法的影響を与えることはないとの帰結が導かれる。しかし、我が国の実定法は、一定の関係を有する諸契約に対して法的影響関係を認める旨の例外規範を承認している。本報告は、古典的契約法理論から導かれる上記原則とその例外規範の関係を考察することを目的とする。

以上の考察を行う上で本報告は、①諸契約の一体的解除を認める規範と、②個別クレジットにおける抗弁継続・既払金返還を正当化する規範の二つの例外規範を素材として取り上げる。まず、①については、同一当事者間事例を対象に、諸契約の内容の密接関連性と契約目的の全体的な達成可能性を要件としてこれを認めた判例法理が知られている。もっとも、その構成・基準・根拠について議論はなお収束していない。特に、上記判例が直接の対象としない異別当事者間事例に妥当すべき規範の内容を解明するためにも、諸契約の自律性の強度や当事者意思の役割如何といった観点から、①の意義を再考する必要がある。他方で②については、割取法の明文規定を手がかりに、売買と与信の経済的一体性を根拠に広くこれを認めようとする学説と、一定の例外的事情がある場合を除きこれを消極的に捉えるべき旨をいう判例が対立の様相を示している。そこで②に関しては、学説・判例の対立の要因は何か、判例の示す例外ルールの法的意義をどのように捉えるべきか、といった点を明らかにする必要がある。以上の課題の考察を通じて①②の意義を検討することは、両規範の関係のみならず、相対効・自律性原則の前提や射程を解明することにもつながると考えられる。

以上の問題関心の下、本報告はこれに対応するフランス法の議論の展開と特色を分析した上で、日本法の考察に及ぶこととする。契約の相互依存関係をめぐるフランス法の議論は、古典的契約法理論との関係を常に意識して展開してきたという点で、本報告の問題関心に照らして示唆に富むと考えられるためである。本報告では特に、一体の取引・作用（opération）を構成する諸契約の自律性、一定のリスク転嫁の正当化という視点をフランス法から析出した上で、日本法の下している法的評価の内容にも留意しつつ、上記課題の検討を行うこととしたい。

### 参考文献

拙稿「複合契約の解除における契約消滅のリスク負担と『取引』概念の『類型』」法學政治學論究130号153頁（2021年）、同「複合契約の解除の法的構成に関する序論的考察」帝京法学36巻2号249頁（2023年）、同「複数の契約の法的影響関係に関する判例法理の一断面」重要判例を実務に活かせる＝判例再考1頁（2024年）

### (3) 第3部会

#### ア 私人を当事者とする名誉侵害の不法行為の成否の判断枠組に関する一考察

創価大学准教授・弁護士 土平英俊

主として私人間における名誉侵害事案、特に、公共性を欠く私人間のトラブルやインターネット上の誹謗中傷を対象に、名誉侵害の不法行為の成否に関する判例法理が普遍的に適用されるべきかについて、次の2つの観点から検討する。

第1に、私人間の名誉毀損では、公共性や公益目的がない表現でも、一定条件下で不法行為の免責が認められるべき場合があるのではないかという点である。私人間の名誉毀損事案では、必ずしも公共の利害に関しない場合や公益目的がない場合があり得る。これらの場合、真実性・相当性の法理によれば免責されないが、自己または第三者の利益に関する事実を当該利益保護の目的で摘示したという場合には免責されてよいと思われる。アメリカ法では、当該言論が、表現者自身の利益や表現の受取人ないし第三者の利益、共通の利益を保護するためになされた場合でも不法行為責任を否定するルールがある。我が国でも、表現者・受領者の適格性、目的、主観的認識等を踏まえ、違法性の有無を判断する枠組みを定立することができるのではない。

第2に、名誉侵害の法益を社会的評価及び名誉感情の観点のみで捉えるのが妥当かという点である。近年では、社会問題化しているインターネット上の誹謗中傷事案のように、深刻な精神的苦痛を引き起こす事例が散見される。名誉の保護法益を社会的評価と自己評価（名誉感情）とのみ理解する場合、そうした精神的苦痛の保護は、慰謝料算定や名誉感情侵害の枠組みで図られるにとどまる。しかし、社会的評価や自己評価の対象となっている主体そのものの人格や尊厳の否定に至っているのが被害の実態と思われるこのような事案に対して、不法行為法は被害救済に十分な役割を果たせているか。この点に関して、アメリカ法に、名誉毀損やプライバシー侵害とは別の不法行為の訴訟原因として、IIED（精神的苦痛の故意加害）という類型がある。名誉毀損の保護法益が、被告による表現の結果として他者が原告をどのように認識するかという点に焦点が当てられているのに対し、IIEDは、原告の不快な感情や精神的苦痛からの解放に焦点が当てられているとされており、これを、人間の尊厳を保護する不法行為類型と理解するものもある。我が国でも、個人の尊厳を解釈指針（民法2条）とする観点から名誉概念を再検討し、社会的評価や主観的価値としての名誉感情とは異なる法益侵害を観念し得ないか。

#### 参考文献

拙稿「公共性または公益目的が認められない名誉毀損表現の不法行為責任免責の可否」法學政治學論究133号79-120頁（2022年）、「非公益型名誉毀損における不法行為責任に関する免責要件」法學政治學論究136号85-122頁（2023年）、「アメリカ法における精神的苦痛の故意加害の不法行為（IIED）の保護法益」創価ロージャーナル17号53-73頁（2024年）

## イ 会計不正と会社法 ——計算書類承認決議の有効性を中心に——

国土館大学准教授 大 島 一 輝

本報告では、会計不正により、内容に重要な違法がある計算書類が作成された場合における、当該計算書類を承認する定時株主総会（取締役会）の決議（会社法296条1項、438条2項、436条3項）の有効性を検討する。この問題の検討を通じて、計算書類の承認決議という会社法の手続の意義を知る手がかりを得たい。

通説（無効説）は、会社法制定前後で一貫して、内容に重要な違法のある計算書類の承認決議は、決議の内容に法令違反があるとの理由で無効と解する（株主総会決議につき平成17年改正前商法252条参照、会社法830条2項参照）。無効説が会社法下でも妥当するか否かにつき、制度の変遷や、計算書類の承認決議後の法律関係（配当決議の有効性、分配可能額の算定方法、次年度以降の計算書類の承認決議の有効性）に着目して検討する。

平成17年改正前商法下では、計算書類の承認手続と配当手続が制度的に一体であり、かつ配当に関する事項の決定権限が株主総会に帰属したため、計算書類を承認する定時株主総会の決議を、計算書類の作成行為（内容を計数的に確定する行為）とみる余地があった。このように考える場合には、内容に重要な違法がある計算書類を承認しようとする定時株主総会の決議は、計算書類の内容を当該違法なものとする旨の決議であり、決議の内容が法令に違反するため無効と解しえた。

これに対して、計算書類承認手続と配当手続を別個の制度とした会社法の下では、定時株主総会による計算書類の承認決議は、計算書類の作成行為ではなく、業務執行機関が作成した計算書類の内容の正確性について、株主総会としての認識を表示するもの（観念の表示）と解するのが妥当である（計算書類を承認する取締役会決議〔会社法436条3項〕も、事柄の性質上作成は監査手続に先立つはずであるから、作成行為ではなく観念の表示とみるべきである）。このように理解するならば、仮に株主総会（取締役会）が違法な内容の計算書類を適法であると認識（客観的には誤認）し、その認識を承認決議で表示したとしても、その表示自体は違法性を帯びるものではない（決議の対象である計算書類に違法があるにすぎない）。そうすると、承認決議はその内容が法令に違反するとはいえないため、有効と解する余地がある（有効説）。

計算書類の承認決議後の法律関係について妥当な結論を導くために、無効説に立つ必要がある場面は見あたらない。むしろ有効説をとれば、粉飾決算が長期にわたるような場合でも、分配可能額の算定方法に関して、最終事業年度の定義規定（会社法2条24号）の文理に即した妥当な結論が導ける点で優位性がある。

### 参考文献

大島一輝「違法な内容の計算書類を承認する定時株主総会決議の有効性」法学研究96巻1号411-431頁（2023年）、同「取締役会による計算書類承認決議の法的性質」月報司法書士638号45-53頁（2025年）

資 料

Ⅱ ワークショップ資料  
(2025年10月11日)

## A 違憲判決をうけて民法はどう変わるか

### ——同性カップルをめぐる立法論・解釈論の可能性——

司会者 青山学院大学教授 大 島 梨 沙  
報告者 明治大学教授 渡 邊 泰 彦

同性カップルが婚姻届を提出しても受理されない現状をめぐり、民法および戸籍法の婚姻規定が憲法に違反するか否かを争点とした訴訟が進行している。2025年8月現在、地方裁判所レベルで5件（「違憲状態」も含む）、高等裁判所レベルで5件の違憲判決が出ている（大阪地裁のみが合憲判決）。とりわけ、憲法14条1項について、第一審判決では「婚姻から生じる法的効果の享受」における区別扱いとして登録パートナーシップの導入も許容していたのに対して、控訴審判決は「婚姻制度」における区別扱いを差別と判断した。

近い将来、これらの訴訟について最高裁判所が統一的な見解を示し、婚姻に関する民法または戸籍法の規定が憲法に違反していると認定する可能性が高まっている。下級審における違憲判決の蓄積を受け、「法律婚か、登録パートナーシップか」という選択に限らず、同性カップルによる法律婚について、より一層具体的かつ迅速な応答が迫られている。

例えば、潜在的生殖能力の有無について、第一審判決は異性カップルと同性カップルの相違として重視していたのに対して、控訴審判決では異性婚保護の理由としての自然生殖の可能性を重視していない。それでも、具体的なモデルが示されているわけではなく、立法府の裁量に委ねられている。

そこで、本ワークショップでは、最高裁での違憲判決が出た場合、民法が直面する課題とは何か、また、それにどのように応答しうるのか、（立法による対応が不可欠となる場面があるとすれば）どのような立法を構想しうるのかなどを、参加者と共に検討する機会としたい。

日本における同性カップルの法的取扱いをいかなるものとするべきかについては、すでに一定の研究の蓄積があるものの、具体的な制度設計や日本における実現可能性に踏み込んだ議論は、なお不十分である。

議論の土台として、これまでの違憲判決の検討、予想される最高裁判決の内容、諸外国の状況と比較した際に見えてくる日本の特徴、日本において考えられる具体的な制度設計などについて基調報告を行う。報告により示した問題点について、また他の問題点についても参加者からの提案を受け、同性カップルに対応しうる法制度設計に関する実践的かつ具体的な議論を目指して、参加者の間で意見交換を行いたい。

### 参考文献

渡邊泰彦「総合判例研究『結婚をすべての人に』訴訟」民事判例研究2号2頁（商事法務、2025）  
同「同性カップルによる婚姻・家族」法セミ799号29頁（2021）

## B サステナビリティにかかる企業の取り組みと取締役の責任

司会者	慶應義塾大学教授	久保田 安彦
報告者	東京大学教授	松井 智予
コメンテーター	立命館大学教授	山田 泰弘

近年、多くの国際的枠組みにおいてサステナビリティの推進がうたわれ、日本でも制定法上の開示規制やソフトローにおいて、企業経営に際してサステナビリティを考慮すべきとの規範がうたわれるようになってきた。もっとも、こうした動きが取締役の責任にかかる議論に与える影響は明らかでない。

サステナビリティに取り組む企業の取締役の責任の論じ方には、二つの方向性がある。一つは制定法やソフトローの遵守義務の枠組みで捉える考え方であり、もう一つは経営判断原則に基づく裁量の一環と位置付ける考え方である。この分野における善管注意義務に係る議論では、負の外部性抑制のための強行法規的な法令遵守責任（上記のような開示規制よりは技術的な安全関連規制にあてはまる）と、サステナビリティ活動を促進する裁量とを区別して論ずる枠組みがおおむね受け入れられている。

本ワークショップは、上記の議論を日本の判例に落とし込んで理解することを目的とする。前者については、特に大きな負の外部性を防ぐための規制が、現実の紛争においてどのように裁判上適用されることが考えられるか、その可能性について議論する。また、後者については、サステナビリティ関連の経営判断を補助するような私的自治の枠組み内での免責や義務付けが可能かについて議論する。

報告者の論稿およびコメンテーターによる評釈は旬刊商事法務8月5・15日合併号（2398号）に掲載されており、当日はこれらの論文をもとに発表および議論を行う予定である。

資 料

Ⅲ 拡大ワークショップ資料  
(2025年10月11日)

## A 成年後見法理論の現状と展望

司会者・報告者	早稲田大学教授	山城 一真
報告者	一橋大学教授	石綿 はる美
報告者	早稲田大学教授	橋本 有生
コメンテーター	新潟大学教授	上山 泰
コメンテーター	京都大学教授	木村 敦子

成年後見制度をめぐっては、1999年の民法一部改正以後、法実務の形成に向けた努力が、研究者のみならず、家庭裁判所や関係団体によっても積み重ねられてきた。それから四半世紀を経て明らかになった課題へと対処するために、2024年には法制審議会民法（成年後見等関係）部会が設置され、2025年6月には中間試案が取りまとめられる等、再改正に向けての立法論議が進められてきた。

しかし、そうした動向の傍らで、成年後見法の展開が民法に対してどのような影響を与えるかは、課題の重要性に比してなお十分に明らかにされてこなかったように見える。こうした現状は、民法と成年後見法との結節点において生じる理論的課題が、いまだ解決をみない——さらにいえば、考察に着手すらされない——ままの状態にあることを反映するものではないか。再改正論議は、成年後見制度の改善という実践的要請に応えることだけでなく、成年後見法を通じた民法の発展可能性の検証という理論的課題に取り組むことをも求めていると考えられる。

以上の現状認識をもとに、本ワークショップでは、民法と成年後見法との原理・理論面における接続を目指す試みとして、成年後見法の到達点を確認するとともに、それが民法に対してどのような影響を及ぼし得るかを検討する。その際には、再改正論議で採り上げられる個々の課題に目を留めつつも、その基層にありながら、改正論議の俎上に直接に上げられることのない課題にも広く関心を向けることとしたい。

各報告では、次の課題を扱う。まず、総論として、制度の編成、能力論、任意後見契約をはじめとする成年後見法の課題全般を検討する（山城）。次いで、財産と人格という原理を導きとして、二つの考察を行う。すなわち、一方では、家族法の各領域にみられる他人の財産管理に関する制度との横断的比較に基づき、成年後見人による財産管理の法的特徴を明らかにする（石綿）。他方では、身上保護として一括される問題群が、性格の異なる多様な問題を含むことを精査したうえで、それらの取扱いを人格の保護という観点から捉え直す（橋本）。これらの報告に対して、成年後見法、家族法の議論状況を踏まえて、それぞれ上山教授、木村教授からのコメントを予定している。

## B 実質株主確認制度の目指すものと在るべき制度設計

司会者・報告者	早稲田大学教授	中村信男
報告者	立命館大学教授	清水円香
報告者	東北学院大学准教授	内藤裕貴

実質株主確認制度とは、株主名簿上の株主とその背後で議決権行使等に関する指示を行う権限を有する者（以下、「実質株主」と呼ぶ。）との乖離が見られる場面につき、実質株主の存在・素性を明らかにする仕組みである。既に欧州諸国は、導入の時期や制度的背景こそ異なるものの、この制度を法制化している。わが国ではその法制化に至っていないが、周知の通り、公開買付制度・大量保有報告制度等WGで実質株主開示が検討課題として取り上げられたことが制度創設に向けた問題意識の醸成と議論の進展をもたらし、当該制度の創設は次期会社法改正における検討項目の一つとされている。

問題は制度設計の在り方にあるところ、第1に、いかなる制度趣旨に基づき、どの範囲の株式会社を対象として、どのような手続きやエンフォースメント手段を備えた制度とするのが主要な検討課題となる。特に、制度趣旨について、例えば、会社法制研究会報告書（令和7年2月）では、株主共同の利益の保護の必要性にも言及しつつ、当該制度の主たる趣旨を、株式会社（取締役）と株主との対話促進に置くが、果たしてこうした制度趣旨の理解で良いのであろうか。また、同報告書では、当該制度の適用対象会社に非上場公開会社と非公開会社を含む余地を残すかのようである。しかし、特に非公開会社に関しては、株式譲渡制限の法的機能との関係や実質株主確認を必要とする具体的事例の如何も含め要検討事項である。第2に、実質株主情報の公開の要否のほか、そもそも実質株主の意義・範囲も、制度創設に当たり詰めておくべき重要論点であるし、株式会社が実質株主を確認した場合に、当該実質株主自身による株主権（特に議決権）の行使まで法律上容認することとするのかも、併せ検討する必要がある。このほか、制度趣旨や対象会社の範囲とも関連し、実質株主確認制度を金融商品取引法上の大量保有報告義務と連関する制度として設計することの是非等も問われよう。

本ワークショップは、こうした問題意識のもと、報告者が、実質株主確認制度を会社法上の規律として創設することが必要・有用であるとの立場から、先行立法例に関する比較法研究の成果を踏まえ、在るべき制度内容を提示し、参加者との建設的な議論を行うことにより、より良い制度構築に貢献することを目指す。

### 参考文献

伊藤雄司「ドイツにおける『誰が株主であるかを知る権利』の導入について」（公財）資本市場研究会編『企業法制の将来展望〔2020年度版〕』240頁（財経詳報社、2019年）、中村信男＝川島いづみ＝石川真衣＝内藤裕貴＝坂東洋行「[特集]欧州における実質株主開示制度の我が国の方向性」金融法務事情2217号8頁（2023年）、川島いづみ「イギリス会社法制における実質株主の透明性」立命館法学411・412号70頁（2024年）、坂東洋行「大量保有報告制度による実質株主開示のあり方」名古屋学院大学論集（社会科学篇）61巻2号65頁（2024年10月）、石川真衣「実質株主の透明性の確保に向けた制度設計のあり方」ジュリスト1604号40頁（2024年）、同「欧州における株主情報の開示制度の運用実態——欧州第二次株主権指令の国内法化後の状況に照らして——」JSDAキャピタルマーケットフォーラム第5期論文集9頁（2025年2月）